

オンライン結合による保有個人情報の提供に係る報告書

柏保政第258号

平成27年3月20日

柏市情報公開・個人情報保護審議会

会長 高岡 信男 様

実施機関名 柏市長 秋山 浩 保

オンライン結合による保有個人情報の提供を行ったので、柏市個人情報保護条例第12条第2項の規定により次のとおり報告します。

オンライン結合に係る個人情報取扱事務の名称	情報共有システムを活用した在宅医療・多職種連携支援事務
オンライン結合に係る個人情報取扱事務の概要	患者本人から承諾を得て収集した基本情報（氏名・住所等）医療情報（病名）等を情報共有システムを通じて、在宅医療チームへ提供するもの
オンライン結合により提供した保有個人情報の項目	在宅医療チームが情報共有システムに入力した情報（実施機関の職員が閲覧した情報に限る）
オンライン結合による保有個人情報の提供先	患者の在宅生活を支援する在宅医療チーム （医師、歯科医師、訪問看護師、薬剤師、ケアマネジャー等）
オンライン結合による保有個人情報の提供先における利用目的	在宅医療に従事する在宅医療チーム（医師、看護師等）が情報共有システムを通じて得た情報を基に、各職種が連携を図り在宅療養患者に医療・介護サービスを提供する。
オンライン結合による保有個人情報の提供の理由	情報共有システムを通じて在宅医療に従事する在宅医療チーム（医師、看護師等）が相互に情報収集及び情報提供することにより、患者に対し各職種が連携してより適切なサービス提供が可能となるため
技術的な安全保護の措置の概要	当該情報共有システムは、厚生労働省及び総務省が定めるガイドラインの規定（別紙のとおり）を遵守し、その定める内容に従い、患者の個人情報を管理している。
オンライン結合による保有個人情報の提供の開始日及び提供の状況	開始日：平成26年4月1日 提供の状況：70件（平成27年2月28日現在）
担 当 部 署	保健福祉部 福祉政策課
備 考	

別紙 情報共有システムのセキュリティについて

情報共有システムは、国（府省）が定める安全管理に関する各種ガイドラインに準拠したシステム環境及び運用管理のもとに実施する。

（主な内容）

- （１）情報共有システムがネットワーク上で通信する情報は、暗号化（SSL【Secure Socket Layer】）により送受信し個人情報を保護する。
- （２）情報共有システムの通信方式は暗号化（IPSec-VPN（IP Security - Virtual Private Network））により通信の途中での盗聴や改ざんなど対策を講じる。
- （３）情報共有システムにアクセスする情報端末は、事前に登録した端末に対して電子証明書を付与することで利用端末を制限する。
- （４）情報共有システムにアクセスできる操作者は、ID及びパスワードを付与し部外者が利用できないようにする。
- （５）情報共有システムに登録する個人情報は、誰が、閲覧や更新ができるか等の詳細なアクセス権限を付与し部外者の利用ができないようにする。
- （６）情報共有システムに登録する個人情報は、誰が、いつ、変更や削除を行ったのかなどの履歴を記録する。
- （７）情報共有システムが保管する個人情報は、ウイルス対策ソフトや外部からの不正侵入装置などにより管理する。
- （８）情報共有システムは、火災、地震、水害、盗難、侵入、停電、システム障害、データ毀損などの災害等に備えた安全なデータセンター環境のもとで運用管理する。

（各種ガイドライン）

- 厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第4.1版」（平成22年2月）
- 総務省「ASP・SaaSにおける情報セキュリティ対策ガイドライン」（平成20年1月）
- 総務省「ASP・SaaS事業者が医療情報を取り扱う際の安全管理に関するガイドライン第1.1版」（平成22年12月）
- 総務省「ASP・SaaS事業者が医療情報を取り扱う際の安全管理に関するガイドラインに基づくSLA参考例」（平成22年12月）
- 経済産業省「医療情報を受託管理する情報処理事業者向けガイドライン」（平成20年7月）

情報共有システムアクセス制限にかかる変更理由

医療・介護連携の為の情報共有システムを運用するにあたり、当初、個人情報保護審議会に諮問していたアクセス制限方法を以下のとおり変更するものです。

1 変更内容

前) IPアドレスを登録することによるアクセス制限

後) 電子証明書によるアクセス制限

2 変更理由

IPアドレスを制限した場合、ルーター単位の制限となることから、1つのルーターから複数の端末を使用している場合、IDとPWを知った無関係の職員等が別端末からアクセスすることも可能となる。

また、本件は、在宅医療の推進に寄与する事業性格であることから、訪問先（屋外・移動先）で携帯端末にアクセスすることも

十

分に予測されるため、接続先によってIPアドレスが変わった場合に対応できない。

これに対し、電子証明であれば端末単位で制限することが可能となることでセキュリティが向上するうえ、接続先のIPアドレスに左右されることが無くなることにより、本事業の目的に適した活用が期待できるため。

上記のとおり、電子証明を付与した端末機にIDとPWを入力しなければ情報共有システムにアクセスできない2重の制限を設けることにより、情報セキュリティの向上を図るもの。